

令和4年第3回廿日市市議会（第3回定例会）条例新旧対照表

議案第63号	廿日市市多世代活動交流センター設置及び管理条例	1
議案第64号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第65号	廿日市市下水道条例等の一部を改正する条例	11
議案第66号	廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第67号	廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第68号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	19
議案第69号	はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例	27

改正後	改正前																																																								
(名称及び位置) 第2条 市民センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>(削る)</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table> (指定管理者による管理等) 第13条 (略) 2 (略) 3 第4条から第9条まで、第10条第1項から第3項まで、第11条及び前条並びに別表第1及び別表第2の規定は、第1項の規定により指定管理者に市民センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。 <table><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>別表第1の16の表</td><td>基本使用料</td><td>基本利用料金</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table> 別表第1 (第10条関係) 専用して使用する場合の使用料 1～14 (略) (削る)	名称	位置	(略)		(削る)		(略)		(略)			別表第1の16の表	基本使用料	基本利用料金				(略)			(名称及び位置) 第2条 市民センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>廿日市市大野市民センター</td><td>廿日市市大野1328番地</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table> (指定管理者による管理等) 第13条 (略) 2 (略) 3 第4条から第9条まで、第10条第1項から第3項まで、第11条及び前条並びに別表第1及び別表第2の規定は、第1項の規定により指定管理者に市民センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。 <table><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>別表第1の16の表及び17の表</td><td>基本使用料</td><td>基本利用料金</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table> 別表第1 (第10条関係) 専用して使用する場合の使用料 1～14 (略) 15 廿日市市大野市民センター <table><tr><th rowspan="3">区分</th><th colspan="6">基本使用料</th></tr><tr><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>午前・午後</th><th>午後・夜間</th><th>1日</th></tr><tr><td>9時から12時30分</td><td>13時から17時</td><td>17時から21時30分</td><td>9時から17時</td><td>13時から21時30分</td><td>9時から21時30分</td></tr></table>	名称	位置	(略)		廿日市市大野市民センター	廿日市市大野1328番地	(略)		(略)			別表第1の16の表及び17の表	基本使用料	基本利用料金	(略)			区分	基本使用料						午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	9時から12時30分	13時から17時	17時から21時30分	9時から17時	13時から21時30分	9時から21時30分
名称	位置																																																								
(略)																																																									
(削る)																																																									
(略)																																																									
(略)																																																									
別表第1の16の表	基本使用料	基本利用料金																																																							
(略)																																																									
名称	位置																																																								
(略)																																																									
廿日市市大野市民センター	廿日市市大野1328番地																																																								
(略)																																																									
(略)																																																									
別表第1の16の表及び17の表	基本使用料	基本利用料金																																																							
(略)																																																									
区分	基本使用料																																																								
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日																																																			
	9時から12時30分	13時から17時	17時から21時30分	9時から17時	13時から21時30分	9時から21時30分																																																			

改正後	改正前																																																																																																		
	<table><tr><th></th><th>0分まで</th><th>まで</th><th>0分まで</th><th>まで</th><th>0分まで</th><th>まで</th></tr><tr><td>大会議室</td><td>1,710円</td><td>1,960円</td><td>2,210円</td><td>3,930円</td><td>4,170円</td><td>6,140円</td></tr><tr><td>第1研修室</td><td>660円</td><td>760円</td><td>850円</td><td>1,520円</td><td>1,620円</td><td>2,380円</td></tr><tr><td>第2研修室</td><td>660円</td><td>760円</td><td>850円</td><td>1,520円</td><td>1,620円</td><td>2,380円</td></tr><tr><td>第1会議室</td><td>330円</td><td>380円</td><td>420円</td><td>760円</td><td>810円</td><td>1,190円</td></tr><tr><td>第2会議室</td><td>660円</td><td>760円</td><td>850円</td><td>1,520円</td><td>1,620円</td><td>2,380円</td></tr><tr><td>視聴覚室</td><td>970円</td><td>1,100円</td><td>1,240円</td><td>2,210円</td><td>2,350円</td><td>3,460円</td></tr><tr><td>和室（茶室）</td><td>680円</td><td>780円</td><td>870円</td><td>1,560円</td><td>1,660円</td><td>2,440円</td></tr><tr><td>娯楽室</td><td>180円</td><td>200円</td><td>230円</td><td>410円</td><td>440円</td><td>640円</td></tr><tr><td>第1実技実習室</td><td>470円</td><td>540円</td><td>610円</td><td>1,090円</td><td>1,150円</td><td>1,700円</td></tr><tr><td>第2実技実習室</td><td>660円</td><td>760円</td><td>850円</td><td>1,520円</td><td>1,620円</td><td>2,380円</td></tr><tr><td>プレイルーム</td><td>390円</td><td>450円</td><td>510円</td><td>910円</td><td>960円</td><td>1,420円</td></tr><tr><td>調理実習室</td><td>860円</td><td>990円</td><td>1,110円</td><td>1,980円</td><td>2,100円</td><td>3,090円</td></tr><tr><td>展示ホール</td><td>1,560円</td><td>1,780円</td><td>2,010円</td><td>3,570円</td><td>3,790円</td><td>5,580円</td></tr></table>		0分まで	まで	0分まで	まで	0分まで	まで	大会議室	1,710円	1,960円	2,210円	3,930円	4,170円	6,140円	第1研修室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円	第2研修室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円	第1会議室	330円	380円	420円	760円	810円	1,190円	第2会議室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円	視聴覚室	970円	1,100円	1,240円	2,210円	2,350円	3,460円	和室（茶室）	680円	780円	870円	1,560円	1,660円	2,440円	娯楽室	180円	200円	230円	410円	440円	640円	第1実技実習室	470円	540円	610円	1,090円	1,150円	1,700円	第2実技実習室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円	プレイルーム	390円	450円	510円	910円	960円	1,420円	調理実習室	860円	990円	1,110円	1,980円	2,100円	3,090円	展示ホール	1,560円	1,780円	2,010円	3,570円	3,790円	5,580円
	0分まで	まで	0分まで	まで	0分まで	まで																																																																																													
大会議室	1,710円	1,960円	2,210円	3,930円	4,170円	6,140円																																																																																													
第1研修室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円																																																																																													
第2研修室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円																																																																																													
第1会議室	330円	380円	420円	760円	810円	1,190円																																																																																													
第2会議室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円																																																																																													
視聴覚室	970円	1,100円	1,240円	2,210円	2,350円	3,460円																																																																																													
和室（茶室）	680円	780円	870円	1,560円	1,660円	2,440円																																																																																													
娯楽室	180円	200円	230円	410円	440円	640円																																																																																													
第1実技実習室	470円	540円	610円	1,090円	1,150円	1,700円																																																																																													
第2実技実習室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円																																																																																													
プレイルーム	390円	450円	510円	910円	960円	1,420円																																																																																													
調理実習室	860円	990円	1,110円	1,980円	2,100円	3,090円																																																																																													
展示ホール	1,560円	1,780円	2,010円	3,570円	3,790円	5,580円																																																																																													
	備考 1 1の表備考の規定は、この表について準用する。 2 使用時間が3時間以内のとき（教育委員会が認める場合に限る。）は、当該使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に3を乗じて得た額とする。																																																																																																		
15 廿日市市大野西市民センター (略)	16 廿日市市大野西市民センター (略)																																																																																																		
備考	備考																																																																																																		
1 1の表備考の規定は、この表について準用する。	15の表備考の規定は、この表について準用する。																																																																																																		
2 使用時間が3時間以内のとき（教育委員会が認める場合に限る。）は、当該使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に3を乗じて得た額とする。																																																																																																			
16 廿日市市大野東市民センター (略)	17 廿日市市大野東市民センター (略)																																																																																																		
備考	備考																																																																																																		
1の表備考の規定は、この表について準用する。	1の表備考の規定は、この表について準用する。																																																																																																		

※廿日市市多世代活動交流センター設置及び管理条例の附則により改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
附 則 １～２（略） （廿日市市市民センター条例の一部改正） ３ 廿日市市市民センター条例（昭和47年条例第２号）の一部を次のように改正する。 （略） 第13条第３項の表左欄中「別表第１の２の表から14の表まで」を「別表第１の２の表から13の表まで」に、「別表第１の15の表」を「別表第１の14の表」に、「別表第１の16の表_____」を「別表第１の15の表_____」に改める。 別表第１の14の表を削り、別表第１の15の表を別表第１の14の表とし、別表第１の16の表を別表第１の15の表と_____する。 （略）	附 則 １～２（略） （廿日市市市民センター条例の一部改正） ３ 廿日市市市民センター条例（昭和47年条例第２号）の一部を次のように改正する。 （略） 第13条第３項の表左欄中「別表第１の２の表から14の表まで」を「別表第１の２の表から13の表まで」に、「別表第１の15の表」を「別表第１の14の表」に、「別表第１の16の表及び17の表」を「別表第１の15の表及び16の表」に改める。 別表第１の14の表を削り、別表第１の15の表を別表第１の14の表とし、別表第１の16の表を別表第１の15の表とし、<u>別表第１の17の表を別表第１の16の表とする。</u> （略）

※廿日市市多世代活動交流センター設置及び管理条例の附則により改正する条例の新旧対照表

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）～（4） （略） （5） <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 （イ） （略） イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> （ア） <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> （イ） <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休</u>	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）～（4） （略） （5） <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> _____ 以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4</u> _____ の規定に該当する場合にあっては、2歳 _____ に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 （イ） （略） イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

改正後	改正前
<u>業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (削る) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)～(2) (略) (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第6号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日 ア <u>当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき</u> _____ _____ _____ _____ 当該子の1歳6か月到達日 (新設)	<u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)～(2) (略) (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき</u> _____ _____ _____ _____ 当該子の1歳6か月到達日 (新設)

改正後	改正前
<u>該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u> イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 ウ （略） エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u> （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が</u> _____ _____ _____ _____、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第6号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。	ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする_____育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする_____地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 イ （略） （新設） （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号_____のいずれにも該当するとき _____とする。

改正後	改正前
<u>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u> <u>(2)・(3) (略)</u> <u>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u> (削る) (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(3) (略) (削る) <u>(4)・(5) (略)</u> <u>(6) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を_____更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日_____を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u>	(新設) <u>(1)・(2) (略)</u> (新設) <u>(育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u> <u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について規則で定める育児休業等計画書(以下「育児休業等計画書」という。)により任命権者に申し出た場合に限る。)</u> <u>(5)・(6) (略)</u> <u>(7) その任期_____の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の_____翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u>

改正後	改正前
<u>（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）</u> <u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u> （育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （1）～（4） （略） （5） 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>規則で定める育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。） （6） （略）	（新設） （育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （1）～（4） （略） （5） 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。） （6） （略）

議案第65号

廿日市市下水道条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市下水道条例（平成4年条例第20号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後				改正前			
(使用料) 第19条 （略） 2 使用料の額は、公共下水道に排除した汚水の量（以下「排除量」という。）に応じ、次の表に定める額に使用月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。				(使用料) 第19条 （略） 2 使用料の額は、公共下水道に排除した汚水の量（以下「排除量」という。）に応じ、次の表に定める額に使用月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。			
基本排除量 （1月につき）	基本料金 （1月につき）	超過排除量 （1月につき）	超過料金（1立方メートルにつき）	基本排除量 （1月につき）	基本料金 （1月につき）	超過排除量 （1月につき）	超過料金（1立方メートルにつき）
10立方メートルまで	1,177円	10立方メートルを超え	158円40銭	10立方メートルまで	1,100円	10立方メートルを超え	148円50銭
		15立方メートルまで				15立方メートルまで	
		15立方メートルを超え	182円60銭			15立方メートルを超え	170円50銭
		20立方メートルまで				20立方メートルまで	
		20立方メートルを超え	205円70銭			20立方メートルを超え	192円50銭
		25立方メートルまで				25立方メートルまで	
		25立方メートルを超え	229円90銭			25立方メートルを超え	214円50銭
		30立方メートルまで				30立方メートルまで	
		30立方メートルを超え	240円90銭			30立方メートルを超え	225円50銭
		50立方メートルまで				50立方メートルまで	
		50立方メートルを超え	247円50銭			50立方メートルを超え	231円
		100立方メートルまで				100立方メートルまで	
		100立方メートルを超えるもの	253円			100立方メートルを超えるもの	236円50銭
3・4 （略）				3・4 （略）			

改正後				改正前			
(使用料) 第17条 小規模下水道の使用料は、水道水の使用水量を基礎として、別表第2に定める額に使用月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用者から徴収する。ただし、水道水以外の水を使用する場合（水道と水道以外の水を併せて使用する場合を含む。）の使用量は、規則で定めるところによる。 2～4 （略） 別表第2（第17条関係）				(使用料) 第17条 小規模下水道の使用料は、水道水の使用水量を基礎として、別表第2に定める額に使用月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用者から徴収する。ただし、水道水以外の水を使用する場合（水道と水道以外の水を併せて使用する場合を含む。）の使用量は、規則で定めるところによる。 2～4 （略） 別表第2（第17条関係）			
基本使用量 （1月につき）	基本料金 （1月につき）	超過使用量 （1月につき）	超過料金（1立方メートルにつき）	基本使用量 （1月につき）	基本料金 （1月につき）	超過使用量 （1月につき）	超過料金（1立方メートルにつき）
10立方メートルまで	<u>1,177円</u>	10立方メートルを超え15立方メートルまで	<u>158円40銭</u>	10立方メートルまで	<u>1,100円</u>	10立方メートルを超え15立方メートルまで	<u>148円50銭</u>
		15立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>182円60銭</u>			15立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>170円50銭</u>
		20立方メートルを超え25立方メートルまで	<u>205円70銭</u>			20立方メートルを超え25立方メートルまで	<u>192円50銭</u>
		25立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>229円90銭</u>			25立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>214円50銭</u>
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>240円90銭</u>			30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>225円50銭</u>
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>247円50銭</u>			50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>231円</u>
		100立方メートルを超えるもの	<u>253円</u>			100立方メートルを超えるもの	<u>236円50銭</u>

改正後				改正前			
(使用料) 第19条 (略) 2 使用料の額は、排水処理施設に排除した汚水の量（以下「排除量」という。） に応じ、次の表に定める額に使用月数を乗じて得た額（その額に1円未満の 端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。				(使用料) 第19条 (略) 2 使用料の額は、排水処理施設に排除した汚水の量（以下「排除量」という。） に応じ、次の表に定める額に使用月数を乗じて得た額（その額に1円未満の 端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。			
基本排除量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過排除量 (1月につき)	超過料金（1立 方メートルに つき）	基本排除量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)	超過排除量 (1月につき)	超過料金（1立 方メートルに つき）
10立方メートル まで	1,177円	10立方メートルを超え	158円40銭	10立方メートル まで	1,100円	10立方メートルを超え	148円50銭
		15立方メートルまで				15立方メートルまで	
		15立方メートルを超え	182円60銭			15立方メートルを超え	170円50銭
		20立方メートルまで				20立方メートルまで	
		20立方メートルを超え	205円70銭			20立方メートルを超え	192円50銭
		25立方メートルまで				25立方メートルまで	
		25立方メートルを超え	229円90銭			25立方メートルを超え	214円50銭
		30立方メートルまで				30立方メートルまで	
		30立方メートルを超え	240円90銭			30立方メートルを超え	225円50銭
		50立方メートルまで				50立方メートルまで	
		50立方メートルを超え	247円50銭			50立方メートルを超え	231円
		100立方メートルまで				100立方メートルまで	
		100立方メートルを超	253円			100立方メートルを超	236円50銭
えるもの			えるもの				
3・4 (略)				3・4 (略)			

議案第66号

廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第21号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前																				
（受益者の負担金の額） 第5条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が前条第1項の告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同項の規定により告示された区域内のものの面積に次の表の負担区に応じた額を乗じて得た額とする。 <table><tr><td>廿日市処理区第1負担区</td><td>1平方メートル当たり 568円</td></tr><tr><td>大野処理区第1負担区</td><td>1平方メートル当たり 371円</td></tr><tr><td>大野処理区第2負担区</td><td>1平方メートル当たり 371円</td></tr><tr><td>大野処理区第3負担区</td><td>1平方メートル当たり 371円</td></tr><tr><td>大野処理区第4負担区</td><td>1平方メートル当たり 568円</td></tr></table>	廿日市処理区第1負担区	1平方メートル当たり 568円	大野処理区第1負担区	1平方メートル当たり 371円	大野処理区第2負担区	1平方メートル当たり 371円	大野処理区第3負担区	1平方メートル当たり 371円	大野処理区第4負担区	1平方メートル当たり 568円	（受益者の負担金の額） 第5条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が前条第1項の告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同項の規定により告示された区域内のものの面積に次の表の負担区に応じた額を乗じて得た額とする。 <table><tr><td>廿日市処理区第1負担区</td><td>1平方メートル当たり 568円</td></tr><tr><td>大野処理区第1負担区</td><td>1平方メートル当たり 371円</td></tr><tr><td>大野処理区第2負担区</td><td>1平方メートル当たり 371円</td></tr><tr><td>大野処理区第3負担区</td><td>1平方メートル当たり 371円</td></tr><tr><td colspan="2">（新設）</td></tr></table>	廿日市処理区第1負担区	1平方メートル当たり 568円	大野処理区第1負担区	1平方メートル当たり 371円	大野処理区第2負担区	1平方メートル当たり 371円	大野処理区第3負担区	1平方メートル当たり 371円	（新設）	
廿日市処理区第1負担区	1平方メートル当たり 568円																				
大野処理区第1負担区	1平方メートル当たり 371円																				
大野処理区第2負担区	1平方メートル当たり 371円																				
大野処理区第3負担区	1平方メートル当たり 371円																				
大野処理区第4負担区	1平方メートル当たり 568円																				
廿日市処理区第1負担区	1平方メートル当たり 568円																				
大野処理区第1負担区	1平方メートル当たり 371円																				
大野処理区第2負担区	1平方メートル当たり 371円																				
大野処理区第3負担区	1平方メートル当たり 371円																				
（新設）																					

議案第 6 7 号

廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例（平成 2 5 年条例第 5 号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（受益者の分担金の額） 第 3 条 受益者が納付すべき分担金の額は、区域外流入をする建築物の敷地の用に供する土地又は家屋（以下「土地等」という。）に対して、区域外流入をしようとする次の各号に掲げる処理区の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 廿日市処理区 土地 1 平方メートル当たり 568 円を乗じて得た額 （2） 大野処理区 土地 1 平方メートル当たり <u>568 円</u> を乗じて得た額。ただし、<u>第 1 負担区、第 2 負担区又は第 3 負担区に区域外流入をしようとする場合は、土地 1 平方メートル当たり 371 円を乗じて得た額とする。</u> （3）～（5）（略）	（受益者の分担金の額） 第 3 条 受益者が納付すべき分担金の額は、区域外流入をする建築物の敷地の用に供する土地又は家屋（以下「土地等」という。）に対して、区域外流入をしようとする次の各号に掲げる処理区の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 廿日市処理区 土地 1 平方メートル当たり 568 円を乗じて得た額 （2） 大野処理区 土地 1 平方メートル当たり <u>371 円</u> を乗じて得た額 （3）～（5）（略）

— 19 —

改正後					改正前				
				面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。					面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
	戸建て住宅	1件	1万7,000円	住宅を増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合（以下「増改築等をする場合」という。）は、2万6,000円		戸建て住宅	1件	1万7,000円	住宅を増築し、又は改築しようとする場合（以下「増改築等をする場合」という。）は、2万6,000円
	共同住宅等					共同住宅等			
	併用住宅 （住戸数が1のものに限る。）	1件	1万7,000円	増改築等をする場合は、2万6,000円		併用住宅 （住戸数が1のものに限る。）	1件	1万7,000円	増改築等をする場合は、2万6,000円
	500平方メートル以内	1件	4万円	増改築等をする場合は、6万円		500平方メートル以内	1件	4万円	増改築等をする場合は、6万円
	500平方メートル超1,000平方メートル以内	1件	6万5,000円	増改築等をする場合は、9万6,000円		500平方メートル超1,000平方メートル以内	1件	6万5,000円	増改築等をする場合は、9万6,000円
	1,000平方メートル超3,000平方メートル以内	1件	13万7,000円	増改築等をする場合は、20万2,000円		1,000平方メートル超3,000平方メートル以内	1件	13万7,000円	増改築等をする場合は、20万2,000円
	3,000平方メートル超5,000平方メートル以内	1件	25万5,000円	増改築等をする場合は、37万7,000円		3,000平方メートル超5,000平方メートル以内	1件	25万5,000円	増改築等をする場合は、37万7,000円
	5,000平方メートル超	1件	50万6,000円	増改築等をする場合は、74万8,000円		5,000平方メートル超	1件	50万6,000円	増改築等をする場合は、74万8,000円

改正後						改正前					
		メートル超			万8,000円			メートル超			万8,000円
		10,000平方メートル以内						10,000平方メートル以内			
		10,000平方メートル超	1 件	94万円	増改築等をする場合は、139万円			10,000平方メートル超	1 件	94万円	増改築等をする場合は、139万円
		20,000平方メートル以内						20,000平方メートル以内			
		20,000平方メートル超	1 件	140万1,000円	増改築等をする場合は、207万1,000円			20,000平方メートル超	1 件	140万1,000円	増改築等をする場合は、207万1,000円
		30,000平方メートル以内						30,000平方メートル以内			
		30,000平方メートル超	1 件	172万6,000円	増改築等をする場合は、255万1,000円			30,000平方メートル超	1 件	172万6,000円	増改築等をする場合は、255万1,000円
	耐震性以外の基準に係る審査				ア (略) イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。		耐震性以外の基準に係る審査				ア (略) イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画_____を _____を 変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。
	戸建て住宅		1 件	3 万2,000円	増改築等をする場合は、4万7,000円		戸建て住宅		1 件	3 万2,000円	増改築等をする場合は、4万7,000円
	共同住宅等						共同住宅等				
	10戸以下		1 件	3 万2,000円に申請住戸数から1を減じた数に1万円を乗じて得た額	増改築等をする場合は、4万7,000円に申請住戸数から1を減じた数に1万4,000円を乗じて得た額を加えた額		10戸以下		1 件	3 万2,000円に申請住戸数から1を減じた数に1万円を乗じて得た額	増改築等をする場合は、4万7,000円に申請住戸数から1を減じた数に1万4,000円を乗じて得た額を加えた額

改正後						改正前					
				を加えた額					を加えた額		
		11戸以上100戸以下	1件	12万2,000円に申請住戸数から10を減じた額に5,700円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、18万1,000円に申請住戸数から10を減じた額に8,500円を乗じて得た額を加えた額			11戸以上100戸以下	1件	12万2,000円に申請住戸数から10を減じた額に5,700円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、18万1,000円に申請住戸数から10を減じた額に8,500円を乗じて得た額を加えた額
		101戸以上200戸以下	1件	64万円に申請住戸数から100を減じた数に5,400円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、94万7,000円に申請住戸数から100を減じた数に8,000円を乗じて得た額を加えた額			101戸以上200戸以下	1件	64万円に申請住戸数から100を減じた数に5,400円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、94万7,000円に申請住戸数から100を減じた数に8,000円を乗じて得た額を加えた額
		201戸以上300戸以下	1件	118万1,000円に申請住戸数から200を減じた数に4,500円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、174万8,000円に申請住戸数から200を減じた数に6,600円を乗じて得た額を加えた額			201戸以上300戸以下	1件	118万1,000円に申請住戸数から200を減じた数に4,500円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、174万8,000円に申請住戸数から200を減じた数に6,600円を乗じて得た額を加えた額
		301戸以上	1件	163万1,000円に申請住戸数から300を減じた数に3,500円を乗じて得た額を加えた額 (198万8,000円を上限とする。)	増改築等をする場合は、241万3,000円に申請住戸数から300を減じた数に5,200円を乗じて得た額を加えた額 (294万2,000円を上限とする。)			301戸以上	1件	163万1,000円に申請住戸数から300を減じた数に3,500円を乗じて得た額を加えた額 (198万8,000円を上限とする。)	増改築等をする場合は、241万3,000円に申請住戸数から300を減じた数に5,200円を乗じて得た額を加えた額 (294万2,000円を上限とする。)
		確認書又は確認書の写しを提出する場合の審査			ア・イ (略) ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を			確認書又は確認書の写しを提出する場合の審査			ア・イ (略) ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画_____を

改正後					改正前				
				変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。					変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。
	戸建て住宅	1件	1万2,900円	増改築等をする場合は、1万9,400円		戸建て住宅	1件	1万2,900円	増改築等をする場合は、1万9,400円
	共同住宅等					共同住宅等			
	10戸以下	1件	1万2,900円に申請住戸数から1を減じた数に2,900円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、1万9,400円に申請住戸数から1を減じた数に4,200円を乗じて得た額を加えた額		10戸以下	1件	1万2,900円に申請住戸数から1を減じた数に2,900円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、1万9,400円に申請住戸数から1を減じた数に4,200円を乗じて得た額を加えた額
	11戸以上100戸以下	1件	3万9,000円に申請住戸数から10を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、5万8,000円に申請住戸数から10を減じた数に2,000円を乗じて得た額を加えた額		11戸以上100戸以下	1件	3万9,000円に申請住戸数から10を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、5万8,000円に申請住戸数から10を減じた数に2,000円を乗じて得た額を加えた額
	101戸以上200戸以下	1件	16万円に申請住戸数から100を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、24万1,000円に申請住戸数から100を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額		101戸以上200戸以下	1件	16万円に申請住戸数から100を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、24万1,000円に申請住戸数から100を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額
	201戸以上300戸以下	1件	27万3,000円に申請住戸数から200を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、40万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額		201戸以上300戸以下	1件	27万3,000円に申請住戸数から200を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	増改築等をする場合は、40万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額
	301戸以上	1件	34万6,000円に	増改築等をする場合は、51		301戸以上	1件	34万6,000円に	増改築等をする場合は、51

改正後						改正前					
				申請住戸数から300を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額（39万3,000円を上限とする。）	万9,000円に申請住戸数から300を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額（58万9,000円を上限とする。）					申請住戸数から300を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額（39万3,000円を上限とする。）	万9,000円に申請住戸数から300を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額（58万9,000円を上限とする。）
住宅性能評価書又は住宅性能評価書の写しを提出する場合の審査					ア・イ（略） ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。	住宅性能評価書又は住宅性能評価書の写しを提出する場合の審査					ア・イ（略） ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画_____を _____を 変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。
戸建て住宅				1 件	1 万2,900円	戸建て住宅				1 件	1 万2,900円
共同住宅等					長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、 1 万9,400円	共同住宅等					
10戸以下				1 件	1 万2,900円に申請住戸数から1を減じた数に2,900円を乗じて得た額を加えた額	10戸以下				1 件	1 万2,900円に申請住戸数から1を減じた数に2,900円を乗じて得た額を加えた額
11戸以上100戸以下				1 件	3 万9,000円に申請住戸数から10を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額	11戸以上100戸以下				1 件	3 万9,000円に申請住戸数から10を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額
101戸以上200戸以下				1 件	16万円に申請	101戸以上200戸以下				1 件	16万円に申請

改正後					改正前				
		00戸以下		住戸数から100を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額	全を行おうとする場合は、24万1,000円に申請住戸数から100を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額			00戸以下	住戸数から100を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額
		201戸以上300戸以下	1件	27万3,000円に申請住戸数から200を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、40万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額			201戸以上300戸以下	1件 27万3,000円に申請住戸数から200を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額
		301戸以上	1件	34万6,000円に申請住戸数から300を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額（39万3,000円を上限とする。）	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、51万9,000円に申請住戸数から300を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額（58万9,000円を上限とする。）			301戸以上	1件 34万6,000円に申請住戸数から300を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額（39万3,000円を上限とする。）
(略)					(略)				

議案第69号

はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○はつかいち市民図書館設置及び管理条例(平成8年条例第14号)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(設置) 第1条 <u>地域の情報拠点となるとともに、生涯学習を推進し、及び課題解決を支援するため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)</u> 第10条の規定に基づき、はつかいち市民図書館(以下「図書館」という。)を設置する。 2 (略) <u>(事業)</u> 第3条 <u>図書館は、法第3条の規定により、次に掲げる事業を行う。</u> (1) <u>図書館資料(法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)</u>の収集、整理及び保存 (2) <u>図書館資料の貸出し</u> (3) <u>読書案内及び読書相談</u> (4) <u>読書会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の開催及び奨励</u> (5) <u>館報その他読書資料の発行及び頒布</u> (6) <u>時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供</u> (7) <u>他の図書館、学校、市民センターその他の機関との相互協力</u> (8) <u>図書館資料の図書館間相互貸借</u> (9) <u>読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進</u> (10) <u>移動図書館車の運営</u> (11) <u>前各号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するために必要な事業</u> (職員) 第4条 (略) <u>(開館時間)</u> 第5条 <u>図書館の開館時間は、次のとおりとする。</u> (1) <u>はつかいち市民図書館</u> ア <u>イに掲げる日以外の日 午前9時から午後7時まで</u> イ <u>土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) 午前10時から午後6時まで</u>	(設置) 第1条 <u>図書館法(昭和25年法律第118号)</u> 第10条の規定に基づき、はつかいち市民図書館(以下「図書館」という。)を設置する。 2 (略) (新設) (職員) 第3条 (略) (新設)

改正後	改正前
(削る)	<u>(5) 利用予定人員及び会費、入場料その他これに類する金銭徴収の有無(記載事項の変更)</u> <u>第6条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が同条の申請書の記載事項を変更しようとするときは、同条の手続により教育委員会の承認を受けなければならない。</u>
(削る)	<u>(利用の制限)</u> <u>第7条 教育委員会は、管理運営上必要があると認めるときは、第5条の許可について、利用の制限その他必要な条件を付することができる。</u> <u>2 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。</u> <u>(1) 法令、条例、規則等の規定に違反すると認めるとき。</u> <u>(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</u> <u>(3) 酒宴を主とする集会であると認めるとき。</u> <u>(4) 図書館の管理運営上支障があると認めるとき。</u> <u>(利用の停止又は取消し)</u>
(削る)	<u>第8条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。</u> <u>(1) この条例その他これに基づく規則又は規程若しくは命令に違反したとき。</u> <u>(2) 利用の許可の条件に違反したとき。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会において必要があると認めるとき。</u> <u>2 教育委員会は、前項の規定により管内施設の利用を停止し、又は許可を取り消したことによって、利用者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。</u> <u>(使用料)</u>
(削る)	<u>第9条 館内施設の利用については、利用者から使用料を徴収する。</u> <u>2 使用料の額は、別表のとおりとする。</u> <u>3 使用料は、許可の際納付しなければならない。</u> <u>(使用料の減免)</u>
(削る)	<u>第10条 公用又は公益事業のため館内施設を利用する場合で、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</u>

改正後	改正前																								
(削る) <u>(指定管理者による管理)</u> <u>第8条 図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u> <u>2 第5条及び第6条の規定は、前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</u> <table><tr><td>第5条第2項</td><td>教育委員会</td><td>指定管理者</td></tr><tr><td></td><td>認めるときは</td><td>認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て</td></tr><tr><td>第6条第1項第1号ウ</td><td>教育委員会</td><td>指定管理者</td></tr><tr><td></td><td>定める</td><td>あらかじめ教育委員会の承認を得て定める</td></tr><tr><td>第6条第1項第2号エ</td><td>教育委員会</td><td>指定管理者</td></tr><tr><td></td><td>定める</td><td>あらかじめ教育委員会の承認を得て定める</td></tr><tr><td>第6条第2項</td><td>教育委員会</td><td>指定管理者</td></tr><tr><td></td><td>認めるときは</td><td>認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て</td></tr></table> <u>(指定管理者の指定の申請)</u> <u>第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に提出</u>	第5条第2項	教育委員会	指定管理者		認めるときは	認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て	第6条第1項第1号ウ	教育委員会	指定管理者		定める	あらかじめ教育委員会の承認を得て定める	第6条第1項第2号エ	教育委員会	指定管理者		定める	あらかじめ教育委員会の承認を得て定める	第6条第2項	教育委員会	指定管理者		認めるときは	認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て	<u>(使用料の還付)</u> <u>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を還付することがある。</u> <u>(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用することができないとき。</u> <u>(2) 利用前に利用の許可の取消し又は変更をし、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。</u> <u>(3) 第8条第1項第3号の規定により利用を停止し、又は許可を取り消したとき。</u> (新設) (新設)
第5条第2項	教育委員会	指定管理者																							
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て																							
第6条第1項第1号ウ	教育委員会	指定管理者																							
	定める	あらかじめ教育委員会の承認を得て定める																							
第6条第1項第2号エ	教育委員会	指定管理者																							
	定める	あらかじめ教育委員会の承認を得て定める																							
第6条第2項	教育委員会	指定管理者																							
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て																							

改正後	改正前
<u>しなければならない。</u> <u>(指定管理者の候補者の選定)</u> 第10条 教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、図書館に係る指定管理者の候補者を選定するものとする。 (1) <u>事業計画書の内容が図書館の利用者の平等な利用を確保できるものであること。</u> (2) <u>事業計画書の内容が図書館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u> (3) <u>事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあるものであること。</u> (4) <u>図書館の役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。</u> <u>(指定管理者の候補者に係る選定の特例)</u> 第11条 教育委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項の特定事業により公の施設を整備し、その施設の維持管理及び運営を包括的に民間事業者に行わせる事業方式その他公の施設の設計、建設、維持管理及び運営を一括して包括的に民間事業者に行わせる事業方式であって、前条に規定する基準を満たすものとして選定された民間事業者を指定管理者の候補者とするときは、第9条に規定する手続によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。 <u>(指定管理者の指定)</u> 第12条 教育委員会は、第10条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者を議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。 <u>(指定管理者が行う業務)</u> 第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>第3条に規定する事業の実施に係る業務</u> (2) <u>図書館の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、図書館の運営に関して教育委員会が必要と認める業務</u> <u>(事業報告書の作成及び提出)</u>	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

改正後	改正前																																																						
第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。 （業務報告の聴取等） 第15条 教育委員会は、図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 （指定の取消し等） 第16条 教育委員会は、指定管理者が第14条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 教育委員会は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。 （委任） 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。 （削る）	（新設） （新設） （新設） （委任） 第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。 別表（第9条関係） 施設使用料 はつかいち市民大野図書館 <table><tr><th rowspan="3">区 分</th><th colspan="6">基 本 使 用 料</th></tr><tr><th>午 前</th><th>午 後</th><th>夜 間</th><th>午前・午後</th><th>午後・夜間</th><th>1 日</th></tr><tr><th>9時から 12時30分 まで</th><th>13時から 17時まで</th><th>17時から 21時30分 まで</th><th>9時から 17時まで</th><th>13時から 21時30分 まで</th><th>9時から 21時30分 まで</th></tr><tr><td>大研修室 1</td><td>円 820</td><td>円 940</td><td>円 1,050</td><td>円 1,890</td><td>円 2,000</td><td>円 2,950</td></tr><tr><td>大研修室 2</td><td>820</td><td>940</td><td>1,050</td><td>1,890</td><td>2,000</td><td>2,950</td></tr><tr><td>大研修室 3</td><td>820</td><td>940</td><td>1,050</td><td>1,890</td><td>2,000</td><td>2,950</td></tr><tr><td>第 1 展示室</td><td>420</td><td>480</td><td>550</td><td>970</td><td>1,030</td><td>1,520</td></tr><tr><td>第 2 展示室</td><td>830</td><td>950</td><td>1,070</td><td>1,920</td><td>2,030</td><td>3,000</td></tr></table> 備考	区 分	基 本 使 用 料						午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで	大研修室 1	円 820	円 940	円 1,050	円 1,890	円 2,000	円 2,950	大研修室 2	820	940	1,050	1,890	2,000	2,950	大研修室 3	820	940	1,050	1,890	2,000	2,950	第 1 展示室	420	480	550	970	1,030	1,520	第 2 展示室	830	950	1,070	1,920	2,030	3,000
区 分	基 本 使 用 料																																																						
	午 前		午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日																																																
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで																																																	
大研修室 1	円 820	円 940	円 1,050	円 1,890	円 2,000	円 2,950																																																	
大研修室 2	820	940	1,050	1,890	2,000	2,950																																																	
大研修室 3	820	940	1,050	1,890	2,000	2,950																																																	
第 1 展示室	420	480	550	970	1,030	1,520																																																	
第 2 展示室	830	950	1,070	1,920	2,030	3,000																																																	

改正後	改正前
	<u>1 利用許可時間又はこの表に定める利用時間を超過して利用する場合（教育委員会が認める場合に限る。）における使用料の額は、超過時間 1 時間までごとに、当該利用区分に係る基本使用料の 1 時間当たりの額に 1.5 を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。</u> <u>2 休館日に館内施設を利用する場合（教育委員会が認める場合に限る。）における使用料の額は、利用許可時間 1 時間までごとに、この表に定める基本使用料（1 日）の 1 時間当たりの額に 1.5 を乗じて得た額とする。この場合において、利用許可時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。</u> <u>3 利用時間が 3 時間以内のとき（教育委員会が認める場合に限る。）は、当該利用区分に係る基本使用料の 1 時間当たりの額に 3 を乗じて得た額とする。</u> <u>4 施設区分ごとの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>